

(全文)

(平成19年6月12日 鹿児発第0612002号改正現在)

児発第247号
平成12年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省児童家庭局長

保育対策等促進事業の実施について

地域における保育需要に対応するため、かねてから「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（平成6年12月16日文部・厚生・労働・建設4大臣合意）」及び「当面の緊急保育等を推進するための基本的考え方（平成6年12月18日大蔵・厚生・自治3大臣合意）」等に基づき、保育所における特別保育事業が推進されてきたところであるが、今般、策定された「少子化対策推進基本方針（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議）」及びその具体的実施計画としての「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）」を踏まえて、必要なときに利用できる多様な保育サービスの整備及び在宅の乳幼児も含めた子育て支援の充実等の施策の総合的な展開を図る観点から、別紙のとおり「保育対策等促進事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので通知する。

なお、これに伴い、平成10年4月8日児発第283号厚生省児童家庭局長通知「特別保育事業の実施について」は、平成12年3月31日限りで廃止する。

別添3

病児・病後児保育事業（自園型）実施要綱

1 趣旨

病児・病後児保育については、地域の児童を対象に「乳幼児健康支援一時預かり事業」において実施してきたところである。今般、地域の実情に応じた取組ができるよう、体調不良時の保育については保護者が行うことを原則としつつ、児童が保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合等に安心かつ安全な体制を確保し、保育所における緊急的な対応等の充実を図ることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的として本事業を実施するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。

3 事業の内容

児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となったが、保護者が勤務等の都合で直ちに迎えに来られない場合において、保育所において保護者が迎えに来るまでの間預かる、当日の緊急対応等を行う事業。

4 実施要件

（1）対象児童

本事業の対象となる児童は、事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童（以下「体調不良児」という。）であって、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応を必要とする児童。

ただし、当日の緊急対応に支障のない範囲で、保育所への登所前からの体調不良児についても、嘱託医、かかりつけ医の判断により当面症状の急変が認められない場合に対象とできるものとする。

（2）体調不良児の人数

実施保育所において、前年度の実績等から見込まれる体調不良児（体調不良により保育所を休む児童を含む。）の人数が、年間延べ200人程度以上見込まれる保育所とする。

（3）職員配置

実施保育所において、事業を担当する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を1名以上配置することとし、医療機関等において看護等経験を有する者が望ましい。

（4）実施場所

実施保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所とすること。

また、対象児童の症状等によっては看護師等の自宅等において実施することも差し支えない。この場合においても、実施保育所と同様に、衛生面の配慮がなされている等、児童にとって適切な環境が確保できるよう努めること。

(5) 登所前から体調不良の児童の利用

当日に嘱託医等の診断を受け、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙3様式例。病児を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの）により症状を確認した上で、保育所において安全かつ安心な体制で預かることが可能な場合は、保護者と協議の上、受け入れの決定を行うこと。

ただし、預かる人数は看護師等1名に対して児童2名程度とする。

(6) 医療機関との連携等

- ① 市町村長は、都道府県医師会・市区医師会等（以下「地域医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施保育所に対し医療の連携体制を十分に整えるよう指導すること。
- ② 実施保育所は、症状の急変等の際に当該児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、保育所の運営への理解を求めるとともに協力関係を構築すること。

また、児童の症状の変化に的確に対応し、感染の防止や衛生管理の徹底を図るとともに、嘱託医等との連携を密にし、保育中の医療面での指導、助言を受けること。

- ③ 実施保育所は、児童の症状の急変等の際の対応について事前に定めておくこと。

また、登所前からの体調不良児の預かりについては、「『保育所型病児保育』ガイドライン（案）」（乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について（平成19年1月22日雇児母発第0122001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）に添付）を参考とし、嘱託医等と相談の上、一定の目安（対応可能な症状や利用時間等）を作成するとともに、保護者に対し周知し理解を得ること。

(7) 感染の防止

実施保育所は、他の児童への影響がないよう児童及び職員間の感染を防止するとともに、入所児童の予防接種の接種状況を確認し、必要に応じ接種するよう指導すること。

特に、本事業の実施場所と保育室・遊技室等との間に間仕切り等を設けるなどして適切な環境を確保し、職員等の往来を制限する措置を講じることや手洗い等の設備を設置することにより衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。

(8) 病児・病後児保育事業（オープン型）との連携

近隣に地域の病児・病後児を預かりの対象とする病児・病後児保育事業（オープン型）実施施設がある場合は、本事業に優先して活用すると同時に、児童の症状等に応じた適切な利用が行われるよう連絡体制の確保等の連携に努めること。

- (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとすること。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を準備しておくこと。

6 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 登所前からの体調不良児の預かりについては、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

連絡票

児童の氏名

平成 年 月 日生 (歳) 男・女

平成 年 月 日 診断の結果、現時点での入院の必要性は認められません。

診断医療機関名及び
電話番号

診断医師署名

印

※太枠は医師が記載し、その他は、保護者が記載すること。

症状（病名等）	
経過（検査内容等）	
治療（処方内容）	食前・食後・(時)・その他 ()

保育上の留意点

安静	特に制限なし・ベット安静・その他 ()
食べ物	特に制限なし・絶食・その他 ()
薬	特になし・処方の通り・その他 ()
その他留意事項	

医師より上記の説明を受けた上で、病児保育を申し込みます。

保護者名 _____

連絡事項			
保護者の勤務場所 (所在地)			
緊急連絡先 (氏名・電話番号)	(第一)	電話番号 ()	関係 ()
	(第二)	電話番号 ()	関係 ()
お迎え予定者			